

第7章 推進上の課題

1 行政手続オンライン化の推進に関すること

新電子自治体推進指針では、「電子自治体は、各地方公共団体が地域の実情、団体の規模や情報化の進展度等を踏まえて、主体的に取り組むべきものである」としており、海津市においても県、近隣市町村等の動向に十分留意しつつ、主体性を持って進めて行く必要があります。

電子申請や電子申告については、全国的に利用が低迷している現状も踏まえ、アンケート等により市民の意向を把握し、市民のインターネット利用状況、費用対効果等を考慮して慎重に進め、法人向けサービス（電子入札対象の拡充、電子申告等）及び市民ニーズが高い申請（公共施設の予約、研修・講習・各種イベント等の申込など）を優先的に実施する必要があります。

2 セキュリティ対策に関すること

市民の個人情報保護意識の高まりや新たな脅威の発生を考慮し、引続き技術面及び運用面の両面でセキュリティ対策の見直しを継続することが必要です。

このため、情報推進委員会の取組等を通じて、セキュリティ人材を育成するなど、職員の情報活用能力（情報リテラシー）の向上を図るとともに、システムの運用形態の変化、組織の見直し等に即したセキュリティポリシーの見直し等を継続して実施する必要があります。

3 情報格差への対応に関すること

すべての市民が電子自治体の便益を享受できるよう、パソコン、インターネット、オンライン申請等の利用を支援する講座を開催するなど、利用者の情報活用能力（情報リテラシー）向上を支援することが必要です。

また、高齢者、障害者等も含めて、誰もが必要な情報や行政サービスを支障なく利用できるよう、海津市ホームページのウェブアクセシビリティを向上するとともに、パソコン等を利用しない市民への対応として、地上デジタル放送及びケーブルテレビを活用した行政情報の提供、平成18年度に市町村・県連絡協議会において実証実験を行った岐阜共同コールセンターの実現等にも取り組む必要があります。

4 市の各施策との連動に関すること

電子自治体の構築に関連して、次の各施策との連動した取組が必要となります。

(1) 市税収納率の向上

市税収納率の向上に向けた取組の一つとして、平成21年度からコンビニ収納¹を実施することとしています。引続き収納率向上に向け、先進団体において取組が進んでいるクレジットカード収納²等の新たな収納手段について検討を行う必要があります。

(2) 統合庁舎の検討

業務プロセスの見直しに際しては、統合庁舎の検討状況を踏まえ、組織体系及び総合窓口事務のあり方を含めた検討が必要となります。

¹ コンビニ収納：税・料などの公金をコンビニエンスストアで決済する仕組みのこと。

² クレジットカード収納：税・料などの公金をクレジットカードで決済する仕組みのこと。

参 考 文 献

- 「e - J a p a n戦略」IT戦略本部、平成13年1月
- 「岐阜県IT戦略」岐阜県、平成13年1月
- 「電子政府・電子自治体推進プログラム」総務省、平成13年10月
- 「e - J a p a n戦略」IT戦略本部、平成15年7月
- 「電子自治体推進指針」総務省、平成15年8月、平成18年7月一部改定
- 「IT新改革戦略」IT戦略本部、平成18年1月
- 「電子自治体オンライン利用促進指針」総務省、平成18年7月
- 「新電子自治体推進指針」総務省、平成19年3月
- 「ぎふIT活用プラン」岐阜県、平成19年3月
- 「IT新改革戦略政策パッケージ」IT戦略本部、平成19年4月
- 「平成18年度通信利用動向調査」総務省、平成19年5月
- 「重点計画2007」IT戦略本部、平成19年7月
- 「e都市ランキング2007」日経パソコン、平成19年7月